

	新潟市教育委員会 平成24年1月 定例会会議録			
日 時	平成24年1月26日(木) 午後1時30分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 7号棟 4階 白7-405会議室			
出席委員 (6名)	小 嶋 委員長	欠席委員		
	齋 藤 委 員			
	佐 藤 委 員			
	沢 野 委 員			
	吉 村 委 員			
	鈴 木 教育長			
会議に出席 した職員 (17名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	大塚 俊明	生涯学習課長	玉木 一彦
	教 育 次 長	朝妻 厚雄	教 職 員 課 長	遠藤 英和
	教 育 次 長 中央図書館長	邊見 敏彦	総 合 教 育 センター所長	吉原 修英
	教 育 総 務 課 長 補 佐	小 関 洋	学校支援課長	高橋 恒彦
	教 育 政 策 担 当 課 長	上 所 隆	地域と学校ふれ あい推進課長	坂井 敏明
	学 務 課 長	高橋 豊	生涯学習センタ ー 次 長	和田 明彦
	施設課長補佐	熊倉 勇介	中央図書館 企画管理課長	内山 正之
	保健給食課長	吉崎 熊勝	中央図書館 サービス課長	山下 洋子
			教育総務課主査	杉本 浩
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 1時30分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 ( 件)	議案番号	件 名
報告 (2件)	記 号	件 名
		社会教育法の改正に伴う新潟市公民館条例の一部改正等について
		(仮称)新潟市江南区文化会館の開館に伴う亀田地区公民館・亀田図書館の移転について
		件 名
協議題 ( 件)	記 号	

## 第1 開会宣言

○委員長 午後1時30分開会を宣言する。

## 第2 会議録署名委員の指名

○委員長 吉村委員、齋藤委員 両委員を指名。

## 第3 報告

○委員長 報告事項をお願いいたします。生涯学習センター、お願いいたします。

○生涯学習センター 中央公民館でございます。

次長 報告は2点ありますが、まず第1点目です。議案書の1ページをお開きください。「社会教育法の改正に伴う新潟市公民館条例の一部改正等について」ということをごさいますして、公民館条例の一部改正が必要になっている状況について、報告いたします。

まず、改正の背景でございます。平成23年8月30日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されまして、これに基づきまして、同日付で施行日が平成24年4月1日の社会教育法の改正がなされました。

改正の中身でございます。2社会教育法改正の内容というところでございますが、公民館運営審議会の委員の委嘱基準に関するものでございまして、委嘱基準につきましては、30条のところの下線が引いてありますが、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者と学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するというように、社会教育法に具体的に規定されておりました。したがって、市の条例上は、この規定は必要なかったということです。今回の改正で、下段のほうに改正後と書いてございますが、30条の具体的な委嘱基準が削除されまして、第2項のところの下線部、委嘱の基準は当該市町村の条例で定めるというように改正されました。さらに、下線を続けると、この場合において、委員の委嘱の基準については文部科学省令で定める基準を参酌するものとするというように改正がなされたということをごさいますして、この法改正に併せて、下段の文部科学省令が12月1日公布されまして、省令で定める基準は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者の中から委嘱することとするということで、具体的には従来の改正前の社会教

育法30条に規定されていた文言がそのまま文部科学省令に出てまいりまして、これを参酌して、各市町村の条例でうたいなさいというように改正されたということが背景でございます。

これを受けまして、市の公民館条例の中に、公民館運営審議会の委嘱基準について規定をしなければいけないという状況が発生いたしまして、3条例改正の考え方でございます。今までの公民館条例ですと、社会教育法に規定があるので、定数と任期については規定していましたが、委嘱基準については規定していませんでした。これは法のとおりやっていたわけですが、ここで法の改正に併せまして、3のところに書いてありますが、(1)から(4)まで、(1)家庭教育及び社会教育の関係者、(2)家庭教育の向上に資する活動を行う者、(3)学識経験のある者、(4)市内に住所を有する者。(1)、(2)、(3)につきましては、文部科学省令で示されました参酌すべき基準そのままでございます。(4)につきましては、国が示した基準とは別に、新潟市独自に市民参画という考え方を盛り込んだものでございますけれども、これについては具体的に言いますと、すでに公募委員の募集ということで実施しています。これを今回の改正に併せまして、改めて条例に明記するという考え方でございます。この件につきまして、昨年12月22日からこの1月20日まで、新潟市市民意見提出手続条例に基づきまして、パブリックコメントを求めました。結果としては、市民意見はございませんでした。

最後に、今、公民館条例についてお話をいたしましたけれども、5その他と記載しておりますが、全く同じ趣旨で委員の委嘱なり、任命なりということで、(1)図書館法も改正されました。それから、(2)の博物館法も改正されました。それに伴って、新潟市立図書館条例、新潟市北区郷土博物館条例の2本の条例も全く同様の改正が必要になっているということです。いずれも、基準につきましては、私が今ほど説明した4項目を盛り込むという改正になっています。来月の定例会で3つの条例の改正議案を提案させていただきたいということで、報告いたしました。

○委員長

この件に関しまして、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

引き続きまして、生涯学習センターと中央図書館を併せて、ご報告をお願いいたします。

○生涯学習センター

中央公民館でございます。

次長

今度は資料の2ページをお開きください。(仮称)新潟市江南区文化会館整備概要という記載がございます。仮称ということで、まだ正式な名称にはなっておりませんが、江南区文化会館が建設中でございます、この開館に併せまして、亀田地区公民館、亀田図書館が移転しますということで概要を説明いたします。

まず、位置等についてございますが、A3のペーパーの左上の四角の下に位置図がございます。これは亀田地区でございますが、位置図の右上のところに現在の亀田地区公民館、それから亀田図書館があります。これを左下の<新>亀田地区公民館と書いてあるところに、江南区文化会館を建設中でございますが、そこに移転するというところでございます。現在の亀田地区公民館は、図書館と一緒にしているわけですが、昭和41年に建設をされまして、ほぼ45年たっています。非常に老朽化しているという状況がありまして、合併建設計画の中で、江南区文化会館の整備ということが決まっておりました。計画の具体的な進行管理、あるいは予算の執行ということについては、江南区役所の地域課が進めてきました。ただ、公民館と図書館の内容につきましては、教育委員会と区役所とで協議をしながら進めてきたということで、平成24年10月にはオープンという運びになっています。

今度は、左側の一番下のところの絵がありますが、通称アスパーク、亀田総合運動公園とも言えますけれども、亀田総合体育館がある空間があるのですが、その一画に江南区文化会館を建設中だということでございます。文化とスポーツ一体的な活用が図れるという期待をされています。

建物全体としては、左上の四角のところを見ていただくと分かりますけれども、公民館と図書館とホール、そして郷土資料館、この四つの複合施設について合築をするということでございます。2階建てで延べ床面積が約5,000平米。それぞれの面積は、そこに記載のとおりでございます。それから、駐車場が文化会館用として155台、アスパーク全体としては615台駐車可能ということでございます。

今度は右上に移りまして、全体平面図があります。全体平面図の左側のほうが1階、右側が2階になります。1階の平面図をご覧ください。青い四角で囲ってあるところが公民館部分、その隣の右側、黄色四角で囲ってあるところが図書館部分。図書館の上の部分が郷土資料館、その左部分がホールとなっています。

ます。大まかに言うと、この四つがそのまま4等分されているとイメージです。真ん中のところにおもしろい格好の空間がありますが、そこが図書館を除いた三分の事務室ということです。図書館は独自に図書館のスペースの中に事務室を設けているスタイルの複合施設です。2階の部分は、ホールと郷土資料館と図書館のスペースが入ってくるという作りになっています。

それから、今度は矢印で左へいっていただきますと、公民館部分と図書館部分を拡大した絵になっています。青い部分が公民館です。部屋の名前がいろいろ書いてございます。こういった形で、公民館としては12室を確保するという形のつくりになっています。施設の概要はこんなところでございます。

これに併せまして、開館は、平成24年10月を目指しているということでございますので、複合施設なのですけれども、総体としては江南区文化会館として、全体の名称をつけるということで、この条例制定案も次の議会に上程されるということでもあります。それに併せて、公民館条例の改正も2月議会に提案したいということでございます。公民館条例につきまして申し上げますと、位置の変更は当然ありますし、それから、使用料でございますが、12月議会で使用料改正の条例が可決されました。亀田地区公民館について申し上げますと、今建っている古い館の各部屋の料金設定で条例改正されましたので、新しいところに移りますと、部屋の面積も名称もそれぞれ変わってまいりますので、それに併せて改正が必要になるということでございます。

施行時期につきましては、来年度10月というように先ほど申し上げますが、具体的に何日になるのかということで、江南区文化会館の施行に併せて、施行時期を定めるということで、今、さらに区と詳細な詰めをやっているという状況でございます。これも、来月の定例会で正式な条例改正議案を提案させていただきたいと考えています。

○委員長

ありがとうございました。

続きまして、中央図書館、ご報告をお願いいたします。

○中央図書館企画管理課長

中央図書館企画管理課でございます。亀田図書館の移転について、その概要を説明させていただきます。

現在の亀田図書館につきましては、亀田地区公民館の2階に平成3年10月に設置されたもので、亀田地区公民館同様、合併建設計画の江南区文化会館整備事業の中に新館の建設が盛り込

まれました、計画に従って事業が進められてきました。江南区文化会館の建物全体としては、今ほど中央公民館長が説明されたとおり、公民館、図書館、ホール、郷土資料館の四つの用途が合築された複合施設の中に亀田図書館を江南区を中心図書館として位置づけ、10月にオープンするということとなります。延べ床面積は894平方メートル、現在の201平方メートルの4倍強と広がります。また、収容可能冊数は約8万4,000冊、現在は、約4万8,000冊です。座席数につきましては、現在の16席から約100席に増えます。

次に、今ほどの資料の建物平面図をご覧くださいと思います。1階平面図は黄色に塗られている部分でございます。1階には図書館事務室、それから開架閲覧室、これは一般書の閲覧室でございます。それから、左上のほうに児童図書室とお話の部屋というものを作ります。それに開架閲覧室右側の上のほうでございます。コーナーが設けられておりますが、それぞれ新聞・雑誌コーナーとか、パソコンコーナー、レファレンスをするコーナー、AV資料視聴覚資料のコーナーを設けます。それから、右側の2階の平面図でございますが、一般閲覧室、図書コーナーと書かれてありますが、この部分が一般閲覧室です。

それから、図面で塗られていないのですけれども、郷土資料コーナーということで、斜線が長四角にあります、その左側の部分、図書コーナーの上の左部分です。通路が真ん中にあるのですけれども、左側の部分は図書館として使用いたします。郷土資料館と連携を図る意味から、郷土資料コーナーという形で郷土資料を展示する施設として設けております。これに伴いまして、図書館条例の改正が必要となります。改正議案につきましては、来月の定例会で提案させていただきたいと思っております。

以上、江南区文化会館の建設に伴う亀田図書館の移転について、その概要を説明させていただきました。ありがとうございました。

○委員長

ありがとうございました。

今ほどのご説明で、何かご質問ありますでしょうか。

○佐藤委員

郷土資料室展示コーナーを設けるといっておっしゃいましたが、当然、郷土資料館と一緒に連合体の中で、この図書館が運営されると思うのですけれども、いわゆる江南区の図書館である特徴づけみたいな文献を、これだけは新潟市の中でほかにはまけないぞというくらいの文献とか、そういったものというのは、何かお考えありますか。

○中央図書館企画管理課長	亀田地区で、以前から俳句が非常に盛んでありまして、その俳句に関連する資料を集めて、皆さんにも閲覧できるようにします。
○佐藤委員	なぜ、俳句なんですか。
○中央図書館企画管理課長	俳句は亀田と、昔からご存じの方はいらっしゃるかと思うのですが。
○佐藤委員	何か理由があるのですか。
○中央図書館企画管理課長	そうですね。俳句を勉強しているグループがおりまして、俳句集などがいっぱい出されています。資料がたくさんありますので、この際、という声もありましたのでコーナーを設けます。
○佐藤委員	あとは亀田郷の苦難の歴史といったあたりの資料はどのようなのですか。
○中央図書館企画管理課長	その辺も江南区を中心館ですので中心館は郷土の資料を集めよう、皆さんにも見てもらおうということで収集しておりますので、そういうものを置いていきたいと思います。
○佐藤委員	それから、全国の図書館の考えの中で、いわゆる企業の創業だとか、いろいろな企業が主題の資料。ビジネスとも連携しながら図書館はあるべきだということがあるのですけれども、その辺に関しても資料はあるのですか。
○中央図書館企画管理課長	そうですね。そういうものも考えていければと思っております。
○佐藤委員	どのようなコーナーを考えているのですか。
○中央図書館企画管理課長	今、中央図書館でビジネス関係の事業をやっておりまして、ほかの中心館でもそういうコーナーや事業ができればよろしいのですが、検討させていただきます。
○佐藤委員	できれば6次産業、いわゆる農業と企業を一緒にやるという6次産業の文献というのでしょうか。土地柄、そういったものがふさわしいのかと思っているのですが、そういった6次産業に関する文献というのはかなりあると思うので、そのあたりを集められたらどうなのかなということが、私の意見です。
○中央図書館企画管理課長	参考にさせていただきます。
○委員長	少し提案が出されましたので、その辺も参考にさせていただきたいと思います。
○沢野委員	児童図書室とありますけれども、先ほど8万4,000冊というお話でしたけれども、児童図書はそのうちのどのくらいですか。
○中央図書館企画管理課長	児童図書につきましては、今ところ、内訳はありません。申し訳ございません。



○沢野委員	そうですか。文字離れと言われるので、ぜひ本をたくさん読んでいただけるよう充実したいのと、お話室というのは、読み聞かせか何かですか。
○中央図書館企画管理課長	そうですね。
○沢野委員	けっこうなペースでやる計画ですか。
○中央図書館企画管理課長	週1回か、2回くらいでしょうか。まだ、計画の段階でございます。
○沢野委員	ぜひたくさん活用してください。ありがとうございました。
○齋藤委員	両委員の発言とも関連するのですけれども、いわゆるハード面、置くことのできるスペースというのは2倍近くに増えるわけです。そうすると、置く図書、郷土の関係や、児童の関係もあります。10月に開館予定ですよ。置くスペースが2倍になるわけですので、置く書物も2倍近くになるのですか。
○中央図書館企画管理課長	<p>そうですね。現在では4万8,000冊ありますので、そのほかに移転する冊数、また新規に受け入れる冊数ということで考えております。</p> <p>それから、先ほど申しました、俳句関係の資料です。図書、雑誌、それらが受入冊子ということになります。それらが3,400冊という関係で計画しております。細かい部分については申し訳ございません。</p>
○齋藤委員	それはいつごろ分かるのですか。児童関係の本はどのくらい重点を置くとか、これまでの配分と同じくらいの配分を2倍に増やすとか、独自のものは何かありますか。せつかくこういう施設ができるわけですから、そういう計画というのは、まだ具体的には全然ないのですか。
○中央図書館サービス課長	資料の購入計画が進められておまして、児童書が約2万冊になる計算となっております。先ほど申し上げました、今まで亀田図書館にはなかった資料としては、郷土資料の充実ということがありますが、郷土資料館との連携で俳句関係の資料をたくさんいただきましたので、それを今、整理しているところです。亀田図書館には置けなかった視聴覚資料も置くようになっております。あとは、中心図書館として機能させるために参考図書、何かを調べようと思ったときに使っていただけるような事典や年鑑や白書などの整備を行い、座席数が多くなりますので、図書館で何か調べようと思ったときに役に立つというものになりたいと思っております。今の亀田図書館の資料が4万8,000冊くらいございますが、図書館は大体、開館時が6割くらいでオー

プンする予定になっていますが、それほど冊数が変わらないというように考えられますが、今あるもので古いものを整備していき、新しい本を購入して、開館時には来館した方たちが亀田図書館はいい資料がたくさんあるなというように思っていただけのようなものにしていきたいと思っております。

○委員長

今の説明でいかがでしょうか。

○齋藤委員

せっかくすばらしい図書館ができるので、それに見あったものを十分に考慮していただいて、有効な活用をしていただけるような形を準備していただければと思います。

○委員長

ご説明ありがとうございます。

ほかに何かご意見ありますか。

○吉村委員

ここで扱うべき問題ではないのかもしれませんが、1階平面図の公民館部分のところから外れて喫茶室というところがあります。これについては、所管はどこになるのですか。

○生涯学習センター  
次長

この建物全体の所管は区の地域課、区役所が全体を管理することになります。

○吉村委員

分かりました。基本的には、ここは区役所のほうですね。

○生涯学習センター  
次長

そのとおりです。

○吉村委員

これは喫茶室ですから、公募か何かして、民間の方がやるのですか。

○生涯学習センター  
次長

その辺は区のほうに確認しないと分かりませんが、多分、業者が入るかっこうになると思います。

○吉村委員

図書館のほうなのですが、平面図の左上にある児童図書館部分ですけれども、かなりのスペースと取っていただいています。これは読んで字の如く児童が対象なのか、利用範囲はどの辺を考えているのか。

○中央図書館サービ  
ス課長

児童図書室に置く本は、乳幼児向け、赤ちゃん向けの本から大体中学生くらいまでというように考えています。中学生くらいまでを対象にということになります。高校生の方たちもやってくると思うのですが、高校生の方は、児童向けの本から、大人の本からいろいろと読まれることになるかと思っておりますので、そういうものを集めたようなコーナーも、今、検討しようと考えています。

○吉村委員

聞きたかったことは、要するに児童図書室というようなネーミングの方向でいくのかどうか。児童という言葉に、少しこだわって聞いているだけの話なのです。

○中央図書館サービ

分かりました。中央図書館では、こどもとしょかんというよ

ス課長 うな名称になっていますが、やってきていただきたいのは、乳幼児から中学生くらいまでというように考えていますので、ネーミングとしては何がいいのか。これから考えていきたいと思っています。

○吉村委員 いえ、これがだめだという意味ではなくて。

○中央図書館サービス課長 少し堅いかもしれません。

ス課長

○吉村委員 イメージ的には、児童と書いてあると、中学生はあまり行きたがらないのだろう。

○中央図書館企画管理課長 そうですね。名前については、当初設計の図面上の名前でございます。

○委員長 今ほど、さまざまなご意見をいただきましたので、ぜひ参考にさせていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

#### 第4 次回日程

○委員長 次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長補佐 2月定例会は、2月13日（月）午後3時30分から、3月定例会は、現在調整中ですので、日程が決定次第、お知らせいたします。

#### 第5 閉会宣言

○委員長 午後2時00分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員